

入 札 説 明 書

令和2年9月28日付けで公告した「総務委第2-4号 盛土材搬出業務委託」に係る入札については、入札公告に定める事項及びその他の関係法令に定める事項のほか、この入札説明書に基づき実施するものとする。

この場合において仕様書等について疑義がある場合は、質問書を提出し説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知不明を理由としての異議を申し立てることはできない。

1 入札に付する事項

- (1) 委託番号 総務委第2-4号
- (2) 委託名 盛土材搬出業務委託
- (3) 委託場所 燕市砂子塚地内
- (4) 委託期間 契約締結の日から令和3年3月26日まで
- (5) 委託内容 盛土材搬出
予定数量 合計約6,800m3
詳細は盛土材搬出業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに。

2. 入札説明書等の交付

- (1) 入札説明書の交付期間及び交付場所
 - ア 交付期間 令和2年9月28日（月）から令和2年10月2日（金）まで
 - イ 交付方法 燕・弥彦総合事務合ホームページからダウンロードすること。
- (2) 質問・回答

入札に関して質問のある場合は、下記により質問書を提出すること。

 - ア 様式 別紙様式3のとおり
 - イ 受付期限 令和2年10月5日（月）午後4時まで
 - ウ 受付方法 電子メールまたはファックスにより提出。
送信後は下記問い合わせ先まで連絡すること。
 - エ 回答方法 令和2年10月8日（木）午後5時までに電子メールまたはファックスにて回答する。

オ 問い合わせ先

〒959-0248 新潟県燕市吉田浜首408番地1
燕・弥彦総合事務組合 総務消防局 総務課 財政係
電話：0256-92-1210 F A X：0256-92-1129
電子メール：jimukyoku@tysogo.jp

3. 入札及び開札

(1) 入札書の提出

- ア 提出期限 令和2年10月13日（火）午後3時（必着）
- イ 提出先 燕・弥彦総合事務組合 総務消防局 総務課 財政係
- ウ 提出方法 持参又は郵送（一般書留または簡易書留）による。
- 入札書及び入札金額内訳書を内封筒に入れ密封すること。なお、外封筒には、件名、開札日及び商号又は名称を記入するとともに、「入札書在中」と朱書きすること。

(2) 開札の日時及び場所

- ア 日時 令和2年10月14日（水）午後2時
- イ 場所 燕・弥彦総合事務組合防災センター1階コミュニティルーム

4. 入札に参加する者に必要な資格要件

この入札に参加できる者は、燕・弥彦総合事務組合告示第42号に定める要件のほか、次の要件を満たすものとする。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づき一般競争入札に参加することができないとされている者でないこと。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- エ 国税及び地方税について未納がない者であること。
- オ 次のいずれにも該当しない者であること。
- ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ・暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ・暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - ・自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - ・暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ・暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - ・その他、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

5. 入札参加資格の確認

- (1) 提出書類 ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式 1）
 イ 誓約書（様式 2）
- (2) 提出方法 持参または郵送
- (3) 提出期限 令和 2 年 10 月 2 日（金）午後 4 時（必着）
- (4) 確認結果 令和 2 年 10 月 6 日（火）までに電子メールまたはファックスにより通知する。
- (5) 辞退 提出後に入札参加を辞退する場合は、書面で届け出ること。

6. 入札に関する事項

- (1) 入札方法
 - ア この入札は、別紙仕様書に基づき入札金額を入札書（様式 5-1）に記載すること。
 - イ 落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。
 - ウ 入札金額の算出基礎として、入札金額内訳書（様式 5-2）を作成し、入札書に添付すること。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札会場に入場しようとするときは、入札担当職員に「一般競争入札参加資格確認結果通知書」の写しを提出するとともに、代理人に入札させる場合においては、入札権限に関する委任状（様式 4）を提出すること。
- (3) 入札参加者又はその代理人は、燕・弥彦総合事務組合ホームページに掲載している所定の様式を使用すること。

7. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。なお、(4) 又は (5) に該当する入札は、その入札の全部を無効とすることができる。また、入札の効力は燕・弥彦総合事務組合管理者が決定することとし、入札参加者は、その決定に対して異議を申し立てることができない。

- (1) 入札に参加するに必要な資格のない者又は代理権のない者がした入札
- (2) 入札書の記載事項中、入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札。
- (3) 入札者が 2 以上の入札（入札者本人及びその代理人がした入札を含む。）をした場合におけるその者の全部の入札
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する不正な行為による入札
- (5) 公正を疑うに足りる相当な理由があると認められる入札
- (6) その他入札に関する条件に違反した入札

8. 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をしたものを落札者とする。
- (2) 初回の入札で落札者がいないときは、1 回限りの再入札を行う。なお、郵便入札による場合は、再入札に参加できない。
- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。ただし、当該入札した者が開札に出席していない（郵便入札による場合）は、当該入札執行事務に関係のない燕・弥彦総合事務組合職員がこれに代わってくじを引くものとする。

9. 入札の中止等

入札までの間にやむを得ない事由のため、当該入札を延期又は中止することがある。なお、中止となった場合でも、申請書その他提出書類の作成費用は申請者の負担とする。

10. その他

入札結果については、燕・弥彦総合事務組合のホームページで公表する。